

障がい者が暮らしやすい社会づくり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、障がい者が暮らしやすい社会づくり事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）に基づき、県内の事業者（障害者差別解消法第2条に規定する行政機関等を除く）が社会的障壁の除去を行うよう促進することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）について、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、別表の第2欄に掲げる者に対し、別表の第3欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）の額に別表の第4欄に定める率（以下「間接補助率」という。）を乗じた額以下とする。なお、別表の第2欄に掲げる者が受けられる補助は、同一事業年度内において1事業者あたり1回限りとする。

3 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書（様式第1号）に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第2号及び様式第3号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

(間接交付の条件)

第6条 補助事業者は、第3条第1項に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条

件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

（承認を要しない変更）

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

（1）補助事業者が行う間接補助事業の実施に係る補助金の増額

（2）補助事業者が行う間接補助事業の中止及び廃止

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（間接的な変更等の承認）

第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。

（1）間接補助事業者が間接補助金を受けて行う事業の重要な変更

（2）間接補助事業者が間接補助金を受けて行う事業の増額

（3）間接補助事業者が間接補助金を受けて行う事業の中止及び廃止

（指示等の報告）

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

（実績報告の時期等）

第10条 規則第17条第1項の規定による報告（様式第5号）（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、間接補助事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

（2）規則第17条第1項第3号の場合にあっては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書

類は、それぞれ様式第2号及び様式第3号によるものとする。

(間接補助金の支払い)

第11条 補助事業者は、本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(雑則)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年2月15日から施行するものとし、平成28年度事業から適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年7月3日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月20日から施行するものとし、平成31年度事業から適用するものとする。

附 則

この要綱は、令和4年3月24日から施行するものとし、令和4年度事業から適用するものとする。

別表（第3条関係）

1 間接補助事業	2 事業実施主体	3 間接補助対象経費	4 間接補助率
障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、次に掲げる取組その他社会的障壁の除去を行う事業 ・メニュー・パンフレットの点字、音声コードの作成 ・個人の資格取得に係る講座・研修等における手話通訳及び要約筆記に係る経費 ・携帯スロープの整備 ・コミュニケーションボードの整備 ・聴覚障がい者接客用タブレットの購入 ・障がい者にも分かりやすいパンフレット・チラシの作成	県内事業者（あいサポート企業 ・団体のうち、補助対象経費が75千円を超える場合を含む）	1に掲げる事業の実施に必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷費、修繕料）、役務費（手数料、筆耕・通訳・翻訳料）、使用料及び賃借料、備品購入費 このうち、消費税課税対象のものについては、交付申請者が消費税の仕入税額控除を行う者である場合は、消費税相当額を控除する。	2 / 3 （上限300千円）
	あいサポート企業・団体（補助対象経費が75千円以下の場合に限る）		10 / 10 （上限50千円）

【注1】 本補助金を受けるに当たり、これらの会計経理は他事業等と明確に区分し執行すること。

【注2】 「3 間接補助対象経費」中の「需用費」について、飲食に係る経費は補助対象外経費とする。

【注3】 「1 間接補助事業」中の「個人の資格取得に係る講座・研修等における手話通訳及び要約筆記に係る経費」については、「鳥取県聴覚障がい者意思疎通支援事業」「鳥取県手話通訳者等派遣費及び点字資料等作成費補助金」の対象となる事業の併用は認めない。

なお、個人とは、聞こえない、聞こえにくい当事者のことをいう。

また、連続する講座・研修等での手話通訳等については、終了等に必要な全課程をもって1事業とする。

【注4】 「1 間接補助事業」中の「聴覚障がい者接客用タブレットの購入」については、「遠隔手話通訳サービス」や「音声文字変換システム」の導入に係るものに限る。

なお、「タブレット」を購入する場合、100千円以上は備品購入費、100千円未満は消耗品費となる。

また、「タブレット」をリースする場合は、機器代のみが対象となる。

※遠隔手話通訳サービス

ろう者と聞こえる人との間で、手話によるコミュニケーションを行うとき、タブレット型端末のテレビ電話機能を通じて、手話通訳センター等に従事するオペレーター（手話通訳者）が画面越しに手話通訳を行い、コミュニケーションをとるための仕組み。

※音声文字変換システム

人の声を認識し、リアルタイムで文字に自動変換し画面に表示されるシステム。スマートフォンやタブレットで利用できるアプリケーションがあり、聴覚障がい者と聞こえる人がコミュニケーションを行うとき、聞こえる人の声を文字に変換してタブレット型端末の画面に表示しコミュニケーションを支援することができる。

年 月 日

鳥取県知事 ○○ ○○ 様

申請者
住 所
氏 名

年度障がい者が暮らしやすい社会づくり事業補助金交付申請書

障がい者が暮らしやすい社会づくり事業補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助事業等の名称	年度障がい者が暮らしやすい社会づくり事業補助金
算定基準額	円
交付申請額	円
添付書類	(様式第2号)障がい者が暮らしやすい社会づくり補助金事業計画書 (様式第3号)障がい者が暮らしやすい社会づくり補助金収支予算書

様式第2号（第4条、第10条関係）

年度障がい者が暮らしやすい社会づくり事業補助金 事業計画書（報告書）

1 交付申請（実績報告）額

事業者区分	交付申請額（円）	交付決定額（円） （実績時のみ）	差引過不足額（円） （実績時のみ）
県内事業者	/		/
あいサポート 企業・団体※			
合計			

2 事業の概要

事業の目的	
事業の内容	

※事業計画を提出する際は、間接補助金の交付について必要な事項を定めた交付要綱を制定し、添付してください。

※事業報告を行う際は、別紙「年度障がい者が暮らしやすい社会づくり事業補助金交付状況一覧」を添付してください。

<他の補助金の活用について>

（1）他の補助金の活用の有無について、有無のいずれかに○をしてください。

有 ・ 無

（2）「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金にかかる問合せ先を記載してください。

①補助金名：

②事業内容：

③問合せ先：

<消費税の取り扱い>

一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者

※消費税の取り扱いについて上記いずれかの該当するものに○をしてください。

別紙

年度障がい者が暮らしやすい社会づくり事業補助金交付状況一覧

(単位：円)

No.	事業者名	あいサポート企業・団体※ 2	事業内容	事業完了日	算定基準額 (間接補助 事業に要す る経費) (A)	交付決定額 (A) × 2/3 ※1	補助金確定 額(B)	差引 (A) - (B)	備考
(例) 1	〇〇〇株式会社		携帯スロープ	R4. 5. 30	150, 000	100, 000	100, 000	0	
合計									

※1 あいサポート企業・団体のうち、間接補助対象経費（A欄）が7万5千円未満の場合に限り、補助率10/10（上限5万円）として計算してください。

※2 ※1の対象となる場合、「あいサポート企業・団体」欄に「○」を記載してください。

※3 適宜、行を追加してください。

様式第3号（第4条、第10条関係）

障がい者が暮らしやすい社会づくり補助金 収支予算（決算）書

1 収入の部 (単位：円)

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	増 減	摘 要
合 計				

2 支出の部 (単位：円)

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	増 減	摘 要
合 計				

※「収入の部」と「支出の部」の合計が一致するようにしてください。

様

職 氏 名

年度障がい者が暮らしやすい社会づくり事業補助金交付決定通知書

年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった障がい者が暮らしやすい社会づくり事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、〇〇〇とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|----------|---|---|
| （1）算定基準額 | 金 | 円 |
| （2）交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分は、〇〇〇とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について障がい者が暮らしやすい社会づくり事業補助金交付要綱（平成29年2月15日付第201600051909号鳥取県福祉保健部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算出した額と前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年 月 日

鳥取県知事 ○○ ○○ 様

申請者
住 所
氏 名

年度障がい者が暮らしやすい社会づくり事業補助金実績報告書

年 月 日付で交付決定を受けた障がい者が暮らしやすい社会づくり事業補助金について、鳥取県補助金等交付規則第17条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助事業等の名称	年度障がい者が暮らしやすい社会づくり事業補助金	
交 付 決 定	算 定 基 準 額	交 付 決 定 額
	円	円
実 績	円	円
差 引	円	円
添 付 書 類	(様式第2号)障がい者が暮らしやすい社会づくり補助金事業報告書 (様式第3号)障がい者が暮らしやすい社会づくり補助金収支決算書	